

仕 様 書

1 業務名

令和 3 年度路面ステッカー貼替業務

2 業務場所

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」で定める喫煙制限区域内（南北：北 8 条通り南側歩道から国道 36 号北側歩道まで、東西：西 1 丁目東側歩道から西 4 丁目西側歩道まで）

3 業務目的

喫煙制限区域内に設置している 560 枚の路面ステッカーについて、劣化度等に関する現地調査を行い、その結果を踏まえて本市が選定する 250 枚の貼替を行う。

4 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和 3 年 9 月 30 日(木)まで

5 業務内容

(1) 現地調査

喫煙制限区域内の路面ステッカー設置場所 560 か所について、それぞれ撮影を行うとともに、別添 1 のとおり、劣化度等に関する調査を行い、結果を報告書に取りまとめて提出すること。なお、工事等で調査できない路面ステッカーについては、その旨を報告書に記載すること。

報告書には、現地調査の際に撮影した全ての路面ステッカーの写真を添付することとし、書面(1 部)及び電子データの CD-R 又は DVD-R(1 枚)を提出すること。

(2) 路面ステッカー貼替

本市から指示する作業対象の路面ステッカーの貼り替えを行うこととし、はじめに本市職員の立会のもとで 2 枚程度の貼替を実施して、施工方法の承諾を受けた後、それ以外の路面ステッカーの貼替を行うこと。

なお、撤去について、上記(1)で撤去した枚数を含めて 250 枚以内、貼付についても 250 枚以内となる範囲で、撤去のみ、貼付のみを行う箇所や、移設を行う箇所を指示する場合がある。

ア 撤去

撤去にはスクレーパーを用い、路面ステッカーを路面に対して 90° 方向に引っ張るなどして、ゆっくり剥がすこととし、剥がした材料を撤収し、最後に路

面を清掃すること。この際、同一か所に新たに貼付しない場合は、撤去後の路面を通行に支障がない状態にすること。

なお、作業対象には、下記 7(2) の路面ステッカー以外に、路面ステッカーの下に、過去に貼付していたスリーエムジャパン株式会社製スコッチレーンが残っているものや、通常と異なる貼付方法で張り付けられたものなど、撤去に時間を要するものが含まれる可能性があるが、そうした場合でも路面ステッカーが残らないよう、丁寧に作業を行うこと。

イ 貼付

原則、路面ステッカーの取扱説明書に従って行うこととし、同等の貼付となる別の方法による場合は、事前に本市の了解を得ること。

6 業務の実施時期

現地調査の結果は、令和 3 年 6 月 23 日までに報告すること。結果報告から概ね 2 週間以内に、本市から貼替作業の対象を指示する。

路面ステッカー貼替作業は、令和 3 年 9 月 10 日までに行なうこと。なお、特に大通公園周辺は、イベントの開催等で貼替が困難な時期があるので、事前に確認してから作業の日程を調整すること。

やむを得ない理由により、上記の日程での作業が困難な場合は、事前に本市と協議すること。

7 路面ステッカーの仕様

(貼付する路面ステッカーは、令和 3 年 7 月上旬までに本市が支給する。)

(1) 寸法

H550mm×W650mm、シートカット、角 R 仕上げ

(2) 材質

スリーエムジャパン株式会社製ステイマーク路面標示用グラフィックサインの D P - C L 及び D P S

(3) 貼付する路面ステッカーのデザイン

片面カラー 4 か国語標記（日本語、英語、中国語、韓国語）：2 種類
別添 2 のとおり

8 業務完了後の提出書類

受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

(1) 業務完了届 1 部

(2) 業務報告書（電子データ CD-R 又は DVD-R 1 枚提出含む） 1 部

※ 貼替後の路面ステッカーの写真を添付すること。

9 その他

- (1) 人通りの多い場所での作業となるので通行の妨げにならないよう、十分に配慮すること。
- (2) 施工後、本業務が完了するまでの間に貼替えを行った路面ステッカーが剥がれた場合、発注者、受託者双方の協議のうえ、路面ステッカーの貼り直しを指示する場合があるので、留意すること。
- (3) 路面ステッカーを除く、プライマーなどの本業務の履行に必要な消耗品等は全て受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者、受託者双方の協議のうえ決定する。

10 担 当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）

特定廃棄物係 前河 Tel 211-2927